

令和2年5月18日

保護者の皆様へ

高浜市長 吉岡初浩

新型コロナウイルス感染症にかかる保育所の対応について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。

現在、県の「緊急事態宣言」を受け、5月31日(日)まで、登園自粛をお願いしているところですが、国の緊急事態宣言が5月14日に解除されました。

しかし、下記の登園自粛の期間の変更はしませんので、ご承知おきください。

記

1. 登園自粛期間

現状どおり

令和2年4月13日(月)～5月31日(日)まで

2. 期間中の保育料(0～2歳児)・給食費(3～5歳児)について

令和2年4月10日の通知文「新型コロナウイルス感染症にかかる愛知県の「緊急事態宣言」への対応について」のとおり、引き続き(5月31日まで)減額の対応をいたします。

詳細については、高浜市ホームページ等をご覧ください。

*保育料(0～2歳児)：高浜市ホームページ

*給食費(3～5歳児)：各園にてお知らせ

3. 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる就労要件等の考え方について

高浜市ホームページにてご確認ください。

高浜市こども未来部こども育成グループ

☎ 0566-52-1111

FAX0566-52-8188

E-mail：ikusei@city.takahama.lg.jp